

平成30年11月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 平成30年11月19日(金) 午前8時58分～10時15分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

2番	大原 眞路 (会長職務代理)	3番	三木 洋一
5番	吉田 宏明	6番	山下 恭生
7番	松下 良夫	8番	井上 賀博
9番	岡野 孝文	10番	村井 孝彦
12番	藤本 俊彦	13番	宮本 賢一
14番	猪熊 幸雄	16番	穴吹 秀雄
17番	梶野 和幸	18番	大西 和男

欠席委員

1番	木下 得代	4番	川田 一博
11番	中村 康男 (会長)	15番	國重 幸代

傍聴推進委員

6番	中西 格	14番	濱崎 郷廣
----	------	-----	-------

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川 英樹
事務局長補佐	岡崎 伸一郎
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	飯尾 祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	4件	田 畑	4,851	m ² m ²
第2号議案	合意解約	6件	田 畑	11,458	m ² m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑		m ² 88 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	7件	田 畑	7,149	m ² m ²
第5号議案	非農地証明願	2件	田 畑		m ² 69.37 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	53件	田 畑	91,694	m ² 6,314 m ²
第8号議案		件	田 畑		m ² m ²
第9号議案	農業経営改善計画認定申請	4件			
合 計		77件	田 畑	115,152.00	m ² 6,471.37 m ²

平成30年11月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻2分前でございますが、皆様お揃いになりましたので、只今から11月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計77件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 14名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、中村会長、木下委員さん、川田委員さん、國重委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。朝が冷え込むようになりました。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 17番 梶野委員さんと18番 大西委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、14番 猪熊委員さん、15番 國重委員さん、10番 村井委員さんと私で、昨日の11月19日(月)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 155㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積 計985㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積 計2353㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4番、・・・、面積 449㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件4件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当

と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 3番、4番の案件ですが、譲受人は、家族で耕作されているのか、ご自分一人で耕作されているのでしょうか。

事務局書記 譲受人は二人世帯ですが、お一人での農業と届出されています。

梶野委員 わかりました。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」6件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」6件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 2,942 m²。【議案読み上げ】

2番、・・・、面積 計 2,153 m²。【議案読み上げ】

3番、・・・、面積 1,371 m²。【議案読み上げ】

4番、・・・、面積 計 2,261 m²。【議案読み上げ】

5番、・・・、面積 計 2,341 m²。【議案読み上げ】

6番、・・・、面積 390 m²。【議案読み上げ】

本件は第1号議案 2番と関連しています。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第18条 合意解約」6件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 1番の加茂町の案件ですが、3,000 m²近い広い農地ですが、転用目的は太陽光発電

でしょうか。

- 事務局書記 分譲住宅と聞いております。
- 会長職務代理 最近分譲住宅に転用しても、すぐに売れずに、計画変更が出ていますよね。他に何かありませんか。
- 各委員 **【異議なし】** の声あり
- 会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条 合意解約」6件を受理し、処理してまいります。
続いて、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局次長 それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。
1番、・・・、面積88㎡。【議案読み上げ】
県立坂出工業高校から、南へ約200mに位置。
無断転用の有無 有
転用目的 非農家住宅 用地
申請理由 昭和46年に住宅を建築した際に転用申請がなされていないことが判明。そのため無断転用を解消するため。
農地の区分 都市計画により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。
その他 無断転用による始末書の提出がある。
以上、よろしくご審議お願いいたします。
- 会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
- 各委員 **【異議なし】** の声あり
- 会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。
続いて、第4号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題に供します。
なお、第4号議案の5番、6番、7番については現地調査を実施しておりますので、14番 猪熊委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。
- 猪熊委員 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」5番、6番、7番の現地調査報告

をさせていただきます。

5番、・・・、面積 計 978 m²。【議案読み上げ】

綾川に架かる新雲井橋から東へ約 100m、主要地方道高松王越坂出線（16号線）から北へ約 20mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 借人の営む事業である太陽光発電設備事業の拡大のため用地を探していたところ、所有者である貸人との間で話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の添付がある。

用地は非常に形が良く、周りにもブロッコリーが育っており、農地利用できればいいなという感想を持ちました。

6番、・・・、面積 431 m²。【議案読み上げ】

J A香川県林田支店から南東へ約 300mに位置し、白峰中学校から北側に位置します。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 本申請地は昭和55年頃から煙草製造倉庫用地として造成し、その後、倉庫建物を譲受人の住宅として利用していたが、今般、隣接地の転用計画に関連し無断転用であることが判明。その無断転用解消のため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

7番 6番と関連があります。・・・、面積 2,356 m²。【議案読み上げ】

J A香川県林田支店から南東へ約 300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 申請地は閑静な土地であり近年は近隣にさまざまな商業施設が増加しており、生活する上で利便性が高い地域となっているため、市場調査をしたところ本申請地周辺で居住用住宅を探している人が多いことがわかり分譲住宅用地として計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可について協議中であるとのこと。
以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま猪熊委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

5番、6番、7番につきましては、先ほどの猪熊委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 1,044 ㎡。【議案読み上げ】

綾川に架かる鴨川新橋から南へ約 75mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 資材置場 用地

申請理由 本申請地は昭和 49 年に譲渡人の内の 1 人により自己住宅用地として農地法 4 条許可を取得したが、住宅を建築することなく昭和 42 年頃より本申請の譲受人とは別の者に資材置場として貸していた。

譲受人は、平成 11 年頃より使用貸借しており、この度、所有者である譲渡人との間で所有権移転の話がまとまったため。譲受人が借り受けた平成 11 年頃には、それ以前に既に資材置場として利用していた他の者により現在の状態となっていたため造成の必要が無かったものである。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

2番、・・・、面積 計 807 ㎡。【議案読み上げ】

J R 鴨川駅から東へ約 400m、国道 11 号線沿いに位置、

無断転用の有無 無

転用目的 就労支援施設 訪問看護ステーション 用地

申請理由 譲受人は、就労支援施設を新たな事業として展開することを計画したこと、また、訪問看護ステーションは、現在、既存建物の一部で行っているが手狭であったことからその施設用地を探していた。

そうしたところ、この度、所有者である譲渡人との間で話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 710 ㎡。【議案読み上げ】

府中湖に架かる府中湖大橋から北東へ約 700m 主要地方道府中造田線（17 号線）沿いに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 資材・重機置場 用地

申請理由 譲受人は、現在使用している資材・重機置場は本社から遠く不便であること、また、賃借のため 2019 年 6 月 9 日で契約満了となる見通しであることから、本社近くに代替用地を探していた。

そうしたところ、この度、所有者である譲渡人との間で話がまとまったため。

周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 申請地は、先代所有者により畑として利用するため農地造成を行ったが、その後、亡くなったためこれまで維持管理のみをしてきたものである。

そのため、一見すると無断転用とも思われる状態であるが、譲受人の無断転用による造成でないことを関係者から確認済。

4 番、・・・、面積 823 ㎡。【議案読み上げ】

瀬戸中央自動車道 坂出インターチェンジから東へ約 100m、国道 1 1 号線から南へ約 250m 位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 貸人は、高齢のため今後も耕作を継続していくことが困難となったが、子である借人も仕事をしており耕作することが出来ず後継者がいない状態である。また、今後、太陽光発電による安定した収入を得ることも考えたため。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の添付がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 4 号議案「農地法第 5 条許可申請」7 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員

1 番の案件は、昭和 49 年に自己住宅用地として 4 条許可を取得しているとのことですが、取消申請は出ているのですか。

事務局長補佐

同時に取消申請があります。

会長職務代理

他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」7件につきまして原案どおり承認し、うち6件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、7番の案件につきましては、転用面積が 2,000 m²以上ということで、11月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第5号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。

なお、第5号議案の1番、2番については現地調査を実施しておりますので、14番 猪熊委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

猪熊委員 それでは、第5号議案「非農地証明願」1番、2番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 60 m²。【議案読み上げ】

坂出第一高等学校から東に約 200m、笠山の下に位置します。

申請理由 農地法施行以前から宅地として利用しているものであります。

土地の所有者は、申請人のおじであり、おじから遺言により贈与された土地であります。

申請理由についての証明 国土地理院発行の昭和 22 年撮影の航空写真と建築年が大正元年と記載されてある坂出市税務課発行の評価証明書があります。

周辺は住宅地であります。

2番、・・・、面積 9.37 m²

高松自動車道 府中湖パーキングエリアから北に約 300mに位置します。

府中湖の護岸を南に向かって、少し西に上がったところに位置します。

申請理由 申請地は、昭和 51 年に完了した県営パイロット事業により整備された区域内にあり、当初より農道として利用しておりますが、地目が畑のままになっているので、公衆用道路に地目変更するためです。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま猪熊委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長 第5号議案「非農地証明願」2件について、2番の申請は、今年の8月に同じような申請がありましたが、1か所漏れていたようであり、それを道路に地目変更するためです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案「非農地証明願」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

藤本委員 1 番の申請人の住所は、議案書では福江町とありますが、川津町ではないでしょうか。

事務局次長 川津町の誤りです。訂正お願いいたします。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】 の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 5 号議案「非農地証明願」 2 件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。
続いて、第 7 号議案「農用地利用集積計画書」 5 3 件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第 7 号議案 「農用地利用集積計画書」 5 3 件についてご説明します。
今月は新規に農地の貸借をする案件が 1 3 件、更新が 2 4 件、再設定が 1 6 件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が 2 7 件となっております。
以上、農用地利用集積計画書 5 3 件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 7 号議案「農用地利用集積計画書」 5 3 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 結構、無償で貸していることが多いですね。

松下委員 5 3 番の 1 0 a 当たりの賃借料は 3 5,9 7 1 円と細かく出ていますが、どういう計算ですか。

事務局書記 この方については、全体の面積を一括して借賃を決めておいて、1 0 a 当たりに換算すると、3 5,9 7 1 円となります。

松下委員 金額を先に決めて、面積で割ったのですね。

事務局書記 そうです。

村井委員 賃料について、中間管理機構が調整して相手方のご意向、地域周辺等相場等いろいろな要素で決めていると思うのですが、われわれにも説明してもらいたい。事務局のほうで、賃料の在り方、決め方、基準値を中間管理機構から説明なり資料提供を受けたい。どうでしょうか。

事務局長 基本は当事者間の話し合いになると思いますが、周辺とのバランスも必要かと思えます。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」53件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続きまして、今月は農政部門の第9号議案「農業経営改善計画認定申請」が4件あるようでございますので議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 農業経営改善計画の認定申請は、今回4件提出されており、新規が1件、更新が2件、変更が1件でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、先月の31日に開催されました坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を19ページから20ページにまとめており、21ページ以降28ページまでがそれぞれの申請書の写しとなっております。

(議案説明)

会長職務代理 事務局の説明がございましたが、第9号議案について何かご意見・ご質問はありますか。

山下委員 この農業経営改善計画認定申請書は、認定農業者は5年毎に申請するのですか。

事務局長 はい、そうです。

山下委員 これを出すことにより、いろいろなメリットがあるのですね。

事務局長 行政の支援を受けたり、融資、普及センターの研修を受けられます。

山下委員 わかりました。

村井委員 この審査はどのようにしているのですか。妥当性がある計画かどうかですか。

事務局長 計画認定作成時点で中讃農業改良普及センターの普及員さんの指導を受けて計画を作成しておりますので、絵に描いた餅にはならないと思われまます。ある程度現実化した数値を出していただいていると考えております。

村井委員 細かい数字の提出を受けて何か参考になるのかなという感じがします。それはそれとして、計画ありきじゃなくして、実行性があるものだと農業委員も見なくちゃいけないというご説明をいただいたと思います。

あと、柿の葉については、これからは一研究所が一つの産業として、坂出の特産品にもなりましたが、農業の見地から、柿の葉というのはしっかり柿を使っている農業従事者に話しをして賛同するという傾向はあるのですか。

事務局長 今はまだ柿で地域を盛り上げるということにはなっていない。たまたま、府中の元柿園で荒れていたところがあったのですが、中間管理機構を通じて生化学研究所が借りて、収穫できるように整備いたしました。坂出の工場から近いということで、今後府中地区で生産は増やしていく予定にはしているようでございます。

柿茶はさかいでブランドに認定されていますが、地区のまちおこしにはなっていないようでございます。

村井委員 市の産業課も注目してもらわないといけません、外国人拡大の政策がこの国会で通るかどうかになっていますが、ほとんど農業従事者、介護従事者、食肉事業従事者であると思われます。受け側の坂出市として、農業委員会も産業課も注目していないと、国の施策が先に突出してしまって、後からついていくのはまずいのではないのでしょうか。その辺の実態も把握し、今後は妻帯者も来日する可能性がありますから、教育や医療の問題もあります。現場でどういう受け入れ方をすればよいのか、農園業者だけの話ではなく、坂出市の行政全体で考えていってほしい。農業委員会も一端を担って、着目していただきたい。受け入れ側能力もありますので、そんなに極端に増えたりはしないでしょうが、情勢が変わったときに、反応しないとだめじゃないかなと思います。

事務局長 アンテナを張って情報収集に努めたいと思います。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「農業経営改善計画認定申請」4件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

以上で、本日の農地法等許認可申請および農政部門の農業経営改善計画認定申請として提出された議案の審議を終了します。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 （事務局からの連絡事項等）

※12月4日開催の委員・推進委員研修の案内（持参物：業務必携）

※西日本豪雨災害義援金報告

会長職務代理 それでは、これをもちまして11月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時15分終了
平成30年11月20日